

アニマルウェルフェアとは何か 問われ始めた「いのちを消費する者の責任」

細川 幸一
日本女子大学教授
(ほそかわ・こういち)

アニマルウェルフェアをめぐる国内外の動向をふまえつつ、その考え方と歴史、産業動物などにおける現状と問題点を探る。そして、動物本来の特性や行動に配慮したエシカル消費のあり方について考察する。

人権、環境、社会、そして動物

SDGs、エシカル。最近、よく耳にするようになった言葉だ。メディアで目立つのはTBSテレビだ。「地球を笑顔にするWEEK2020」と称したSDGsプロジェクトをこの5月に企画し、女優の杏、川島明（麒麟）、井上咲楽、アナウンサー・国山ハセン氏を「大使」として起用し、その推進に余念がない。消費者庁は「エシカル消費特設サイト」を設け、その普及に努めている。

エシカル（倫理的）消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人権・環境・地域等の社会に配慮した消費行動のこととされる。消費者一人ひとりが、社会的な課題に気づき、日々の消費行動を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみることを指す。2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールのうち、特にゴール12「つくる責任 つかう責任」に関連する取り組みである。

そうしたなかで、日本ではあまり注目されてこなかった問題が人間の食料等にな

る動物のいのちの尊厳への配慮である。消費者の権利に加え、消費者の責任が議論されているなかで、豊かで便利な社会の裏側で犠牲になっているものに我々消費者は無関心すぎるように思われる。とくに人間の豊かな食生活のために犠牲になっている畜産動物（家畜）について、一般消費者の関心は低い。犬や猫のペットの扱いについては社会的にも注目され、たびたび動物愛護管理法（動愛法）が改正され、動物虐待に対する刑罰は強化され、ペット産業に対する規制も年々厳しくなっている。

しかし、産業動物（畜産動物等）については動愛法には個別規定がないこともあり、そもそも動愛法の規制対象であること自体もあまり知られていない。動愛法に「愛護」の文言があるゆえに、殺して食することを目的とした畜産動物をその対象としていること自体に違和感を覚える人も多いだろう。人間がそもそも動物のいのちを奪うこと自体を可としない「動物の権利」論もあるが、人類の歴史と現代人の消費生活の現状を考えたときに、動物の利用は可としながらも、生きている間の環境を改善し、屠畜するときにはなるべく苦

しまないように配慮すべきとするアニマルウェルフェア（Animal Welfare・動物福祉）という考えが浸透し始めている。

アニマルウェルフェア（AW）とは何か

食肉加工業と同様に、コスト削減のための効率が生き物を扱う畜産でも追求され、多くの畜産動物（家畜）は大量生産のための「畜産工場」ともいえる閉所で飼育されているのが実態である。家畜は単なる産業動物（経済動物）として扱われ、動物らしい行動を抑制されて苦痛に満ち、かつ短い一生を送ることになる。

AWとは、「動物の生活や死（食用目的の殺や疾病管理目的の安楽殺）」という状況における動物の肉体的および精神的状態」と国際的に定義されている。人類による動物利用を認めつつも、可能な限り動物の苦痛を排除しようとするものである。国連食糧農業機関（FAO）でも、持続可能な家畜生産の手法の一つにAWを位置づけており、AWへの対応は世界的な流れになっている。

A Wは、一般的に人間が動物に対して与える痛みやストレスといった苦痛を最小限に抑えるなどの活動により動物の厚生を実現する試みといえる。多くの動物は人間の利益のために動物本来の特性や行動・寿命などが大きく制限されていることが多い。こうした利用を認めつつも、動物の感じる苦痛の回避・除去などに極力配慮しようとする考えがA Wである。その点で動物愛護と異なる。日本語では、「動物福祉」や「家畜福祉」と訳される場合があるが、「福祉」という言葉が社会保障を指す言葉としても使用されていることから、農水省は、誤解を招くおそれがあるとして、家畜（産業動物）においては、「アニマルウェルフェア」を「快適性に配慮した家畜の飼養管理」と定義している。対象範囲となる動物は以下に大別できる。

・愛玩動物

ペットブームによる捨て猫・捨て犬問題や、多頭飼い飼育による劣悪な飼育環境がたびたび問題となっている。またいのちを陳列して販売するペット販売のあり方にも注目が集まっている。

・実験動物

生命科学試験では動物を使用しない方法に置き換え（Replacement）、利用する動物の数を減らし（Reduction）、動物に与える苦痛を少なくする（Refinement）という3Rの原則が促進されている。

・展示動物

基本的に動物が寿命を全うする最期まで飼育し続けること（終生飼育）が原則。また、動物園や水族館などの公の飼育施設では、動物の本性に配慮し、飼育や展示方法を見直す動きが活発化している。

施設では、動物の本性に配慮し、飼育や展示方法を見直す動きが活発化している。

・野生動物

外来種を駆除する場合には可能な限り苦痛を与えない方法で安楽死させること。

・畜産動物

本概念は畜産業に多大な影響を与えており、欧米を中心に活動や研究が盛んである。正常な行動が発現できない狭い囲いのなかで飼育することを避け、屠畜においては極力苦しめない方法が求められる。毛皮利用においては、毛皮動物の劣悪な飼育、生きたまま剥がすなどの屠畜方法の酷さがたびたび問題となっている。近年、精巧なフェイクファーの登場もあつて生産・消費が控えられる傾向にある。

畜産動物に対するA Wの取り組みは1960年代に英国ではじまった。市民の関心の高まりを受けて、1965年に英国農産省は「集約的畜産システムの下にある農用動物の福祉に関する調査のための専門家委員会」（フランネル委員会）を設置し、同委員会は英国議会に「集約畜産システムにおける家畜の福祉に関する調査委員会報告書」（委員長の名をとってフランネルポートと呼ばれる）を提出し、全ての家畜は「立ち上がり、横になり、向きを変え、毛繕いをし、肢を伸ばす自由」（「フランネルの5つの自由」）を持つべきだとした。これを受け、英国農産省は1968年に「農用動物福祉諮問委員会（F A W A C）」を設置し、1978年には所掌を拡大し、「農用動物福祉審議会（F A W C）」となった。その過程で「フランネルの5つの自由」は検討を加えられ、1992年にA W原則「5つの自由」という理想的な状態を定義する枠組みを示した。現在では家畜だけでなく、ペット動物、実験動物等、人間の飼育下にあるあらゆる動物のA Wの国際的な指標となっており、「世界動物保健機構（O I E）」（農水省は国際獣疫事務局と邦訳）の基本原則ともなっている。



人間の食料等になる動物のいのちの尊厳への配慮が求められている

「5つの自由」

- ・ 飢えおよび渇きからの自由（給餌・給水の確保）
- ・ 不快からの自由（適切な飼育環境の供給）
- ・ 苦痛、損傷、疾病からの自由（予防・診断）

断・治療の適用)

・正常な行動発現の自由(適切な空間と設備、刺激、仲間が存在)

・恐怖および苦悩からの自由(適切な取り扱い)

日本の法制度

動愛法には産業動物のみを対象とした特別の条文はなく、同法7条の動物の所有者又は占者の責務に関する条文や、40条の動物を殺す場合の方法に関する条文などが適用される。7条に基づくガイドラインとして、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」、40条に基づくガイドラインとして、「動物の殺処分方法に関する指針」が定められている。

最近では、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックの選手村や競技会場で使用される食材の調達基準に対し、米国のメダリストなどが、卵や肉などの畜産物の基準がAWの観点から低水準であると抗議したことも話題となった。

動愛法は環境省の所管だが、畜産動物のAWについては農水省が所管となる。しかし、関連の法律はない。「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」(通知)が農水省生産局畜産部畜産振興課長より公表されており、これを受けて畜産技術協会等が「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」を6種の動物(乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏(レイヤー)、肉用鶏(ブロイラー)、馬)ごとに策定し、また、家畜の輸送に関する指針と、家畜の農場内における

る殺処分にに関する指針がある。

日本で動物愛護団体が問題にしている主な家畜飼育の方法としては、牛のつなぎ飼、豚の妊娠ストールによる飼育(繁殖用母豚の拘束飼育)、麻酔なしでの豚の歯の切除・尾の切断・去勢、肉用鶏の密飼、採卵鶏のバッテリーケージ飼、麻酔なしの鶏のデビーク(くちばしの切除)、強制換羽、採卵鶏のオスのひよこの殺処分、家畜の飼育場を出てから屠畜までの給水問題などがある。

問われはじめた「いのちを消費する者の責任」

消費者教育推進法では消費者市民社会という考え方が明示された。これまでの消費者教育は、主に個々の消費者の自立を支援するために行われてきた。消費者個人が、適切な情報を基に、自分自身のために合理的な選択を実践し、安全で豊かな生活を送ることができるとを基本にしてきたといえる。しかし、消費者教育推進法では、消費者教育の定義を「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育」という消費者基本法の理念に則つたものに加えて、「消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む」としている(2条1項)。そうした中で近年、エシカル消費概念が登場した。

欧米でエシカル消費が語られる際、主要な柱の一本として据えられているのが、AWである。日本でも、近年、畜産や動物

実験など、身近な消費の裏にある動物利用の実態が明らかになるにつれ、この問題に関心を持つ消費者は増加している。また、化粧品の実験や毛皮利用を廃止するなど、企業の取り組みも顕著になってきている。しかしながら日本では、動物利用をめぐる問題について十分に議論されてきていないという現状があり、その情報や取り組みはまだ断片的ともいえる。

スーパーで並べられている牛、豚、鶏などのきれいにカットされ、パックされた食肉を見て多くの消費者が美味しそうと思うであろう。当たり前なことであるが、食肉は生き物を屠畜して製造されたものであり、前段階には家畜を飼育する畜産が存在する。しかし、消費者は食肉や加工食品が数日前までには生きていた動物であったことを忘れてしまいがちで、畜産の実態への関心は低い。問題の背景には、消費者が安い食肉を求めるあまり、生産者がコストを引き下げるために工業化を進め、設備費や人件費を極限まで減らし、効率最優先で生産を行っていることにある。

豊かで便利な社会の裏側で犠牲になっているものに消費者は無関心すぎる。食べ放題の焼肉や、しゃぶしゃぶが盛況だが、それは、いのちの食べ放題、すなわち、いのちを好きなだけ殺しますということである。いのちを消費する者の責任として、こうした実態を見つめ、自らの消費行動を検証することもエシカル消費を考える上で重要な地位を占めるものとなっており、畜産業におけるその理解と対応も急速に求められてこよう。